

議案第70号

加西市住民投票条例の制定について

加西市住民投票条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年9月1日提出

加西市長 中川暢三

## 加西市住民投票条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (住民投票に付すことができる重要な事項)

第2条 住民投票に付すことができる市政運営上の重要事項（以下「市政の重要な事項」という。）は、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であつて市及び市民全体に直接利害関係を有するものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 市の機関の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項

### (市民、市議会及び市長の責務)

第3条 市民、市議会及び市長は、住民投票の制度が市民の福祉の向上に資するものとして健全に機能するよう努めなければならない。

### (住民投票の執行)

第4条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

### (投票資格者)

第5条 住民投票の投票の資格を有するもの（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する加西市の議会の議員及び長の選挙権を有するものとする。ただし、公職選挙法第11条第1項及び第2項に該当し選挙

権を有しないものについては、投票の資格を有しないものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第6条 投票資格者は、その総数の6分の1以上のものの連署をもって、その代表者から、市長に対し、市政の重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。この場合において、署名に関する手続きは、自治法及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定める署名手続きの例によるものとする。

2 市議会は、議員の定数の4分の1以上のものの賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の賛成により議決された市政の重要事項について、市長に対し、住民投票を実施することを請求することができる。

3 市長は、市政の重要事項について、市議会の同意を得て、自ら住民投票を実施することができる。

4 市長は、第1項の規定による投票資格者からの請求(以下「住民請求」という。)若しくは第2項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議(以下「市長発議」という。)したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、住民投票にかかる住民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否できないものとする。

(住民投票の形式)

第7条 住民請求、議会請求及び市長発議による住民投票にかかる事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるような設問として請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の実施)

第8条 市長は、第6条の規定に基づき住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して、90日を超えない範囲内において住民投票の投票期日を定め、住民投票を実施するものとする。

(投票資格者名簿の登録)

第9条 選挙管理委員会は、規則の定めるところにより、投票資格者名簿を調製する。

2 投票資格者名簿に登録されていないものは、投票することができない。

(投票の方法)

第 10 条 住民投票は、1人に付き1票に限り、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票期日の当日に、自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○を記載しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

(期日前投票等)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第 12 条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別しがたいもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第 13 条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適切な方法により提供しなければならない。

2 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第 14 条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不适当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件)

第 15 条 住民投票は、一つの事項について投票したもののは総数が、当該住民投票の投票資格者の 3 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合において開票作業その他の作業は行わない。

(投票結果の尊重)

第 16 条 住民投票において、一の事案について投票したもののは賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の 3 分の 1 以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票結果の告示)

第 17 条 市長は、第 15 条の規定により、住民投票が成立しなかったとき、又は、住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

- 2 市長は住民請求にかかる住民投票について、前項に規定する告示内容を直ちに当該住民請求にかかる代表者に通知しなければならない。
- 3 市長は、議会請求にかかる住民投票について、第 1 項に規定する告示内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

(再請求等の制限期間)

第 18 条 この条例による住民投票が実施された場合は、前条の規定に基づき告示された日から 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について、住民請求、議会請求及び市長発議を行うことができない。

(投票及び開票)

第 19 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年總理府令第 13 号）並びに公職選挙法令執行規定（昭和 49 年選挙管理委員会訓令第 44 号）の規定の例による。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意見を直接聴取する住民投票制度を設け、市民の福祉の向上を図るため、新たに条例を制定するもの。

【概要】

①住民投票資格者（第5条）

加西市の議会の議員及び長の選挙権を有するもの

②住民投票の請求及び発議ができる場合（第6条）

・投票資格者の $1/6$ 以上の署名

・市議会（ $1/4$ 以上の賛成による議員提案で、出席議員の多数決で議決された市政の重要事項）

・市長の発議

③住民投票の形式（第7条）

二者択一で賛否を問う形式

④住民投票の実施（第8条）

告示後、90日以内に実施

⑤住民投票の成立要件（第15条）

投票総数が投票資格者の $1/3$ 以上のとき成立する。

⑥投票結果の尊重（第16条）

賛否いずれかの過半数の結果が投票資格者の $1/3$ に達したときは、市長、市議会及び市民はその結果を尊重しなければならない。